政策調整会議の概要

開催日 平成19年7月12日(木)

項 目

- 1 職務に関する働きかけについて【総務部】
- 2 高知県港湾における県外からの建設残土の取扱いについて【土木部】
- 3 その他

内 容

1 職務に関する働きかけについて【総務部】

総務部より、「職務に関する働きかけについての取扱要領」に関する運用方針に基づいた政策調整会議への働きかけ記録票(1件)の提出があったうえ、作成した土木部から報告があり情報共有を図った。

2 高知県港湾における県外からの建設残土の取扱いについて【土木部】

土木部より、資料配布のうえ、高知県港湾における県外からの建設残土の取扱いについての経緯、問題点、 当面の対応等について概要説明を受け、情報共有を図り、今後の対応について協議を行った。

【説明概要】

- ・ 県外から建設残土が搬入され、これについて、産業廃棄物ではないかとの情報があり調査をした。結果は、 産業廃棄物ではなかったが、今回の件を通じて、県外の建設残土の搬入について、大きな課題が出てきた。
- ・ 他県では、条例で建設残土の搬入を規制しているところもあるが、高知県の場合は、現在の港湾施設の管理 条例では、建設残土の搬入を規制することは難しかったので、関係課と協議をして、当面は「建設残土等に 対する港湾施設使用許可申請取扱要領」を定めて対応をすることにした。ただ、本格的に規制をするために は、他県のような条例による規制も必要ではないかと思っており、今後、そういったことについて関係課と 検討をしていきたいので、協力をお願いしたい。
- ・ 「建設残土等に関する港湾施設使用許可申請取扱要領」だけでは、対応できない部分があるので、怪しい建設残土がありそうなときのサンプリング抽出にかかる関係各課の立会等といった、各方面での協力をお願いしたい。
- ・ 四国四県の対応状況は、香川県は、土木部長了解事項ということで、県外からの建設残土の持ち込みは一切 禁止としている。徳島県は、生活環境保全条例で埋め立て等を行う場合は、土砂の搬入の届出や土壌検査、 水質検査を実施するという条例になっている。愛媛県も同様の条例がある状況である。

【主な意見】

- ・ 基本的な話だが、建設残土と産業廃棄物の差は何か。自然土という話だが。 コンクリート殻とか、アスファルトの殻とかいうのもが入っていたら産業廃棄物になるが、その他、一番見分けしにくいものが建設汚泥である。これは、見かけで汚泥であるか、建設残土であるかを判断するが、例えば、ダンプへ積んだときに水がしたたってしまうとかいうのは汚泥になるし、盛り上げた時に、そこを長靴で歩けないとか、ドロドロの状態であるとかいうのは、汚泥という判断をされるようである。ただ、一旦水切りをして、乾かした状態で持ってくるとなかなか判断がつかない。
- ・ 早期に条例化をするということは、何か、それについての障害があるのか。 政策調整会議で出したのは、港湾はもうここで整理をしたいということ。港湾で条例にするというのは、土

地の埋め立てであるとか、環境の関係ということまで港湾で踏み込めないので、どうしても港湾でない別の部局で条例が必要だと思う。それと陸上輸送も当然出てくると思うので、そういうことも考えると、やはり条例の制定を、早くやらないといけないので、プロジェクトチームなどといった形で、1 年から数カ月の間で対応を検討したいということは考えている。

・ 重要な問題なので、あまりゆっくりやるものでもないと思う。また、環境問題までと結構幅が広い。それから法制的にどうなのかということも。例えば、今回の事例でも、徳島県と同じ条例があって規制ができてるのかとか。埋め立て先というか、埋め立てにあたるのかどうなのかとか、いろんな観点からあるだろうから、早急に対応を検討してもらうのがいいと思う(副知事)。

この会議の終了後、直ちに関係部局に相談するので、今後の協力をお願いする。

3 その他

観光部より、7月17日(火)開催予定の「南海地震後を見通した都市づくり」勉強会についての紹介があった。